



# 新富町景観計画（概要版）

宮崎県新富町  
平成31年3月

# 景観形成の意義

## 1. 景観計画とは

景観計画とは、地域が持つ良好な景観を保全、形成し、住みやすいまちづくりを進めていくために平成16年に制定された景観法第8条に基づく計画です。景観計画では、対象の区域を定め、景観形成の基本的な考え方を示した上で、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。

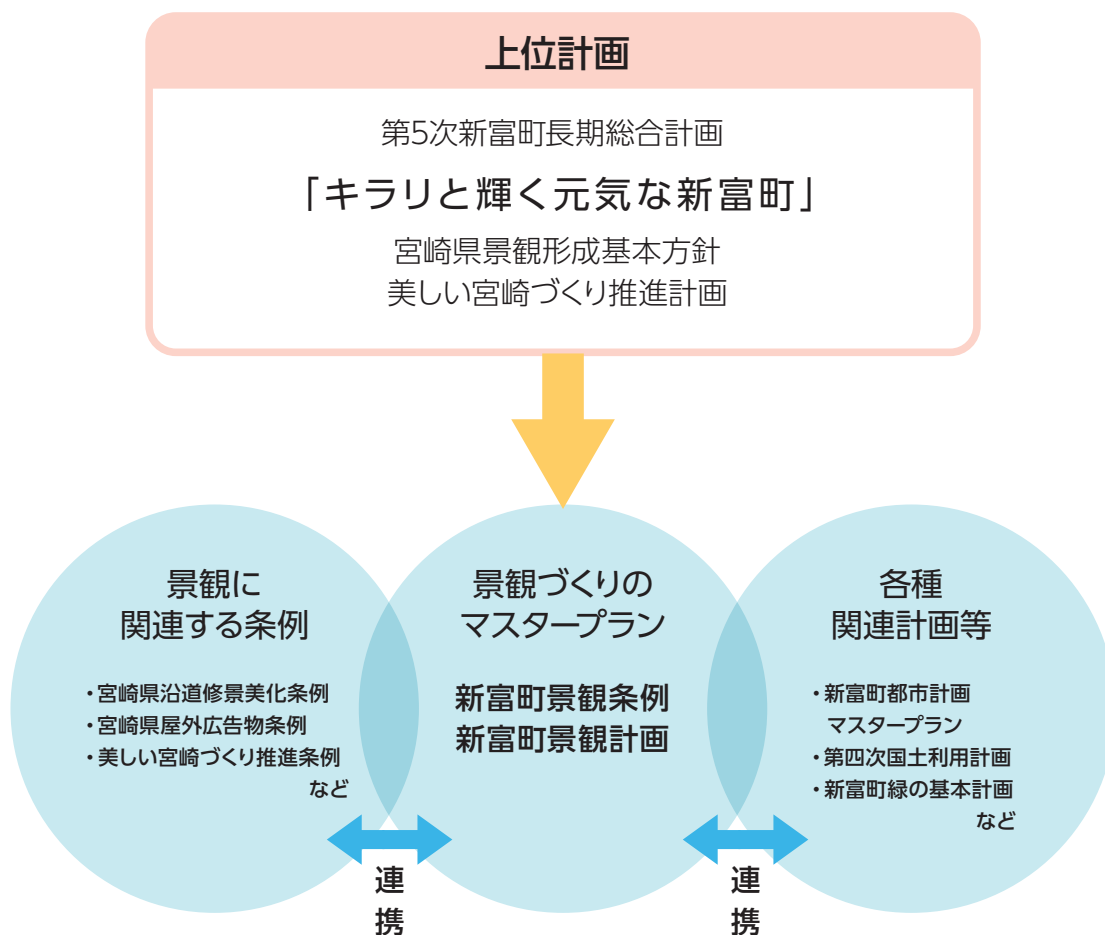
## 2. 景観形成とは

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。

景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持、継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。

本計画では、良好なまちなみ景観の保全はもとより、特に新しく創出するものについて、重点的に取り組みます。そのため、良好な景観の形成には、住民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいく必要があります。

## 3. 景観計画の位置付け



# 景観計画の区域

## 1. 景観計画の区域

景観計画区は、新富町全域とします。

# 良好な景観の形成に関する方針

## 1. 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき新富の景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、目標とする新富の景観を実現していくため、本町の景観を構成している4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定めます。

### 1) まちなみ

多様な資源が織り成す新富固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努めます。

市街地を複数の河川が流れ、その中に住宅地や商業地、工業地が形づくられており、本町固有のまちなみが形成されています。新富固有の景観資源を生かしながら、住民や来訪者にとって快適で集いたくなるようにぎわいのあるまちなみ景観づくりを進めます。

### 2) 自然

本町には、国指定文化財の湯之宮座論梅や町指定文化財の春日の大銀杏、アカウミガメの産卵地となっている、大きく雄大な姿を湛える日向灘、市街地を一望することができる観音山公園、また一ツ瀬川、日置川、鬼付女川等の市街地を流れる河川と沿線に広がる田園など美しく変化に富んだ自然景観があります。これらの海、川等が織り成す良好な景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承していきます。

### 3) 歴史、文化

時代を超えて守るべき景観の保全、育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育んでいきます。

日本遺産にも登録された、町の北西部を中心に点在する国指定史跡の新田原古墳群や、新田八幡神社を中心に親しまれている新田神楽、湯之宮地区の風物詩として有名な湯之宮棒踊り、歌舞伎の見得に近い所作が含まれるなど芸術性の高い元禄坊主踊りなど、新富固有の歴史、文化にとって重要な景観要素となっています。これらの新富らしさを醸し出している歴史、文化を守りつつ、これらを核に新富らしい景観を育んでいきます。

### 4) 協働

新富の景観における特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で景観づくりを推進していきます。

良好な景観は住民一人ひとりの日頃の働きかけの積み重ねで形成されるものです。そのため、計画の実現に向けて、住民一人ひとりの景観づくりへの関心や意欲を醸成するとともに、景観づくりに寄与する活動への支援等により、住民、事業者、行政が協働となってより魅力ある景観づくりを目指します。



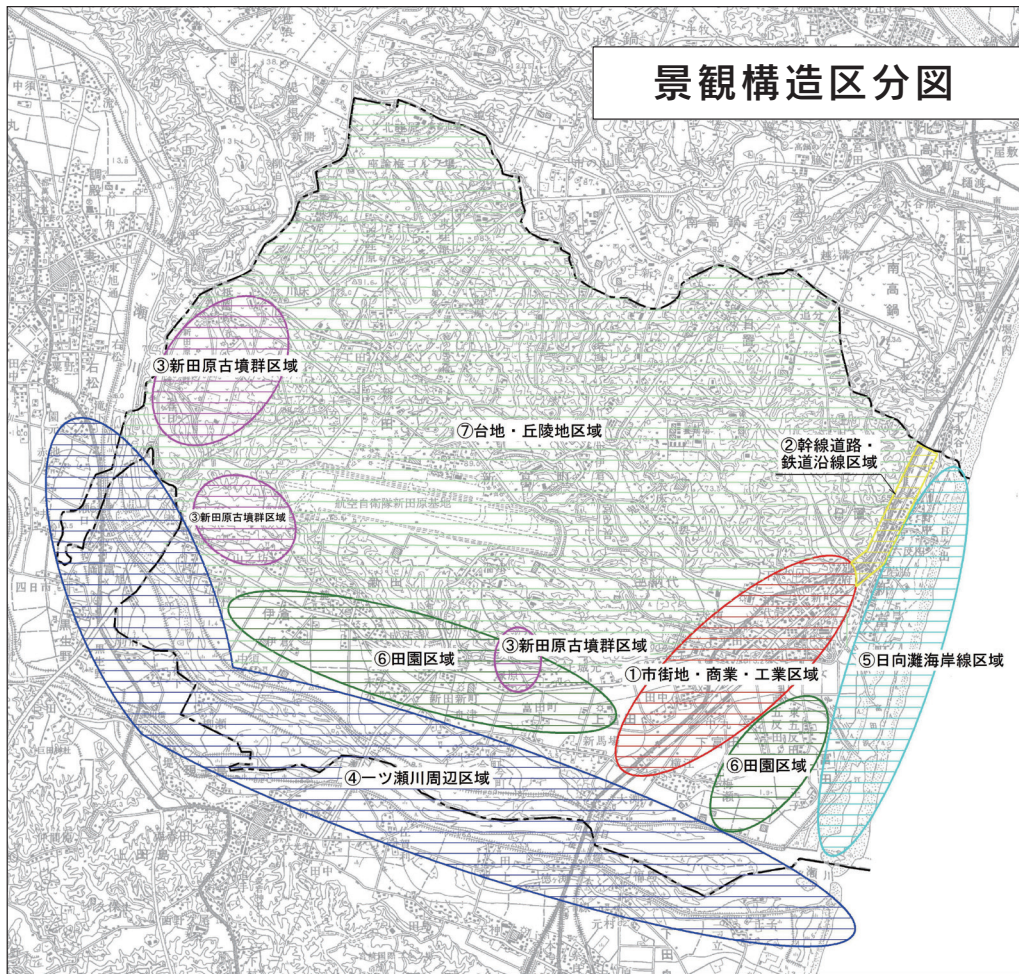
商店街のまちなみ



新田原古墳群

## 2. 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本町の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



(景観構造区分図)

景観形成区域		景観形成方針
市街地景観	① 市街地・商業・工業区域	新富町の中心市街地として、活気や賑わいを感じられる市街地景観づくり
	② 幹線道路・鉄道沿線区域	地域ごとの美しい景観を連続的に眺めることができる動線として、まちなみ、山並みと調和した沿線景観づくり
自然景観	③ 新田原古墳群区域	日本遺産に登録されている、国指定史跡の新田原古墳群が位置しており、今後保全していく必要のある区域
	④ 一ツ瀬川周辺区域	河川と周辺の景観が一体となった魅力ある自然景観づくり
	⑤ 日向灘海岸線区域	県指定天然記念物であるアカウミガメの産卵地の保全や、富田浜入江北部にある富田浜プール園、富田漕艇場による交流の場となる海浜景観づくり
	⑥ 田園区域	うるおいや、やすらぎをもたらす田園景観、周辺の河川景観と調和した自然景観づくり
	⑦ 台地・丘陵地区	新田原古墳群や新田原基地および周辺の美しい景観と調和した自然景観づくり

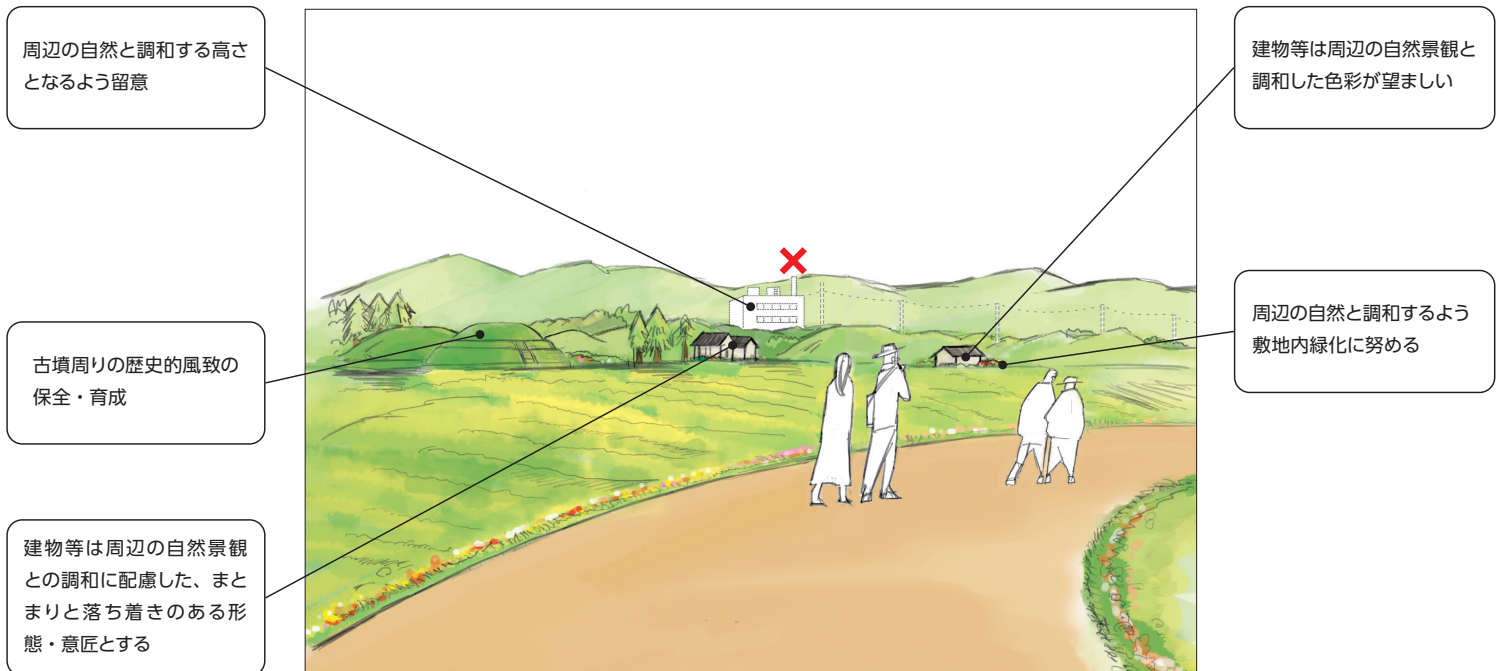
# 市街地景観イメージ

魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり



# 自然景観イメージ

周辺の景観と調和した落ち着いた豊かな自然景観づくり



## 良好な景観形成のための行為の制限等

届出の対象となる行為	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。</li> <li>・市街地区域(用途地域内)においては、高さ 15mを超えるもの。</li> <li>・上記以外の区域においては、高さ 10mを超えるもの。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。</li> <li>・煙突については、高さ 6mを超えるもの。</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱などについては、高さ 15mを超えるもの。</li> <li>・広告塔、記念塔などについては、高さ 4mを超えるもの。</li> <li>・高架水槽、サイロ、物見塔については、高さ 8mを超えるもの。</li> <li>・擁壁については、高さ 5mを超えるもの。</li> <li>・太陽光発電設備については、モジュールの設置面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内においては、当該行為の土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup> 以上のもの。</li> <li>・上記以外の区域においては、当該行為の土地の面積が 10,000 m<sup>2</sup> 以上のもの。</li> </ul>

建築物・工作物に関する景観形成基準		
項目	自然景観	市街地景観
基本的事項	自然景観や田園景観と調和する景観を形成する。	緑豊かで潤いがあり、魅力的でにぎわいのある景観を形成する。
高さ	周辺の自然と調和する高さとなるように留意する。	周辺に立地する建物の高さと同調し、突出しない高さとなるよう留意する。
位置	周辺と調和するように釣り合い良く配置する。	
形態・意匠	周辺の自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。	周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりのある形態・意匠とする。
色彩	周辺の自然景観と調和した、落ち着いたある色彩とする。	周辺のまちなみや自然景観と調和した、まとまりのある色彩とする。
素材	新富町らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。	
その他	<b>【外構】</b> 建築設備や配管、駐車場等は、覆いを設けるなど景観に配慮した位置への配置、意匠とするよう努める。	
	<b>【緑化】</b> 周辺の豊かな自然と調和するよう敷地内の緑化に努める。	<b>【緑化】</b> 潤いのある市街地を形成するため、緑化に努める。

そ の 他	<b>【照明】</b> 周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。
	<b>【太陽光発電設備】</b> 太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低反射が目立たないものとする。 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう、修景を施すなど配慮すること。

開発行為における景観形成基準	
項 目	景観形成基準の内容
形状・緑化等	造成を伴う土地の形質の変更は最小限とし、周囲は十分な緑化を行うこと。 擁壁等を伴う法面については、交通安全上または防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。

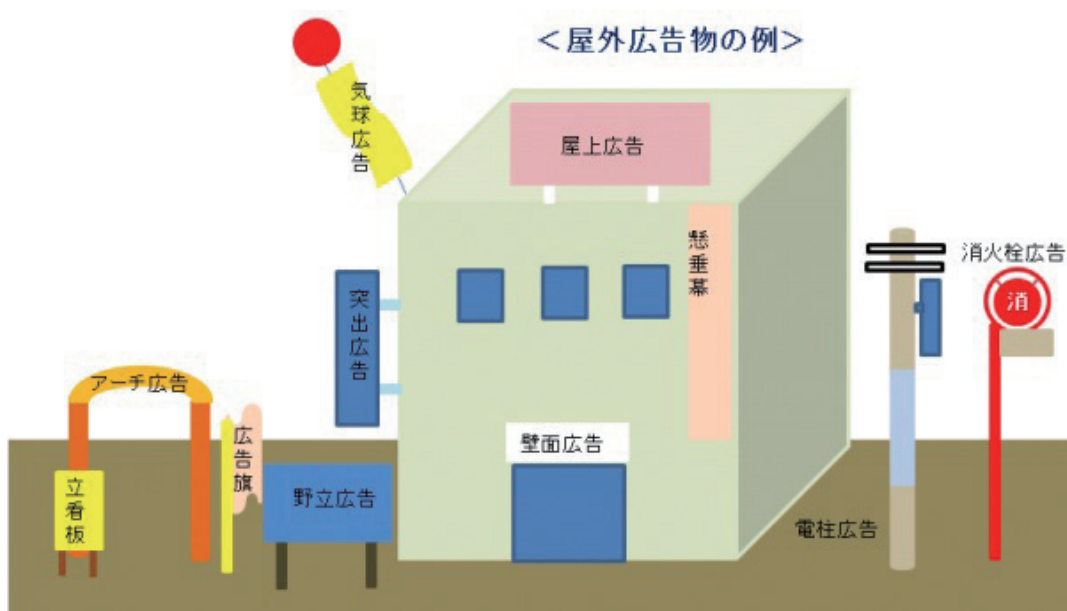
届出の適用除外となる行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設の工作物の建設等</li> <li>・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>・ その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</li> </ul>

## 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

### 1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

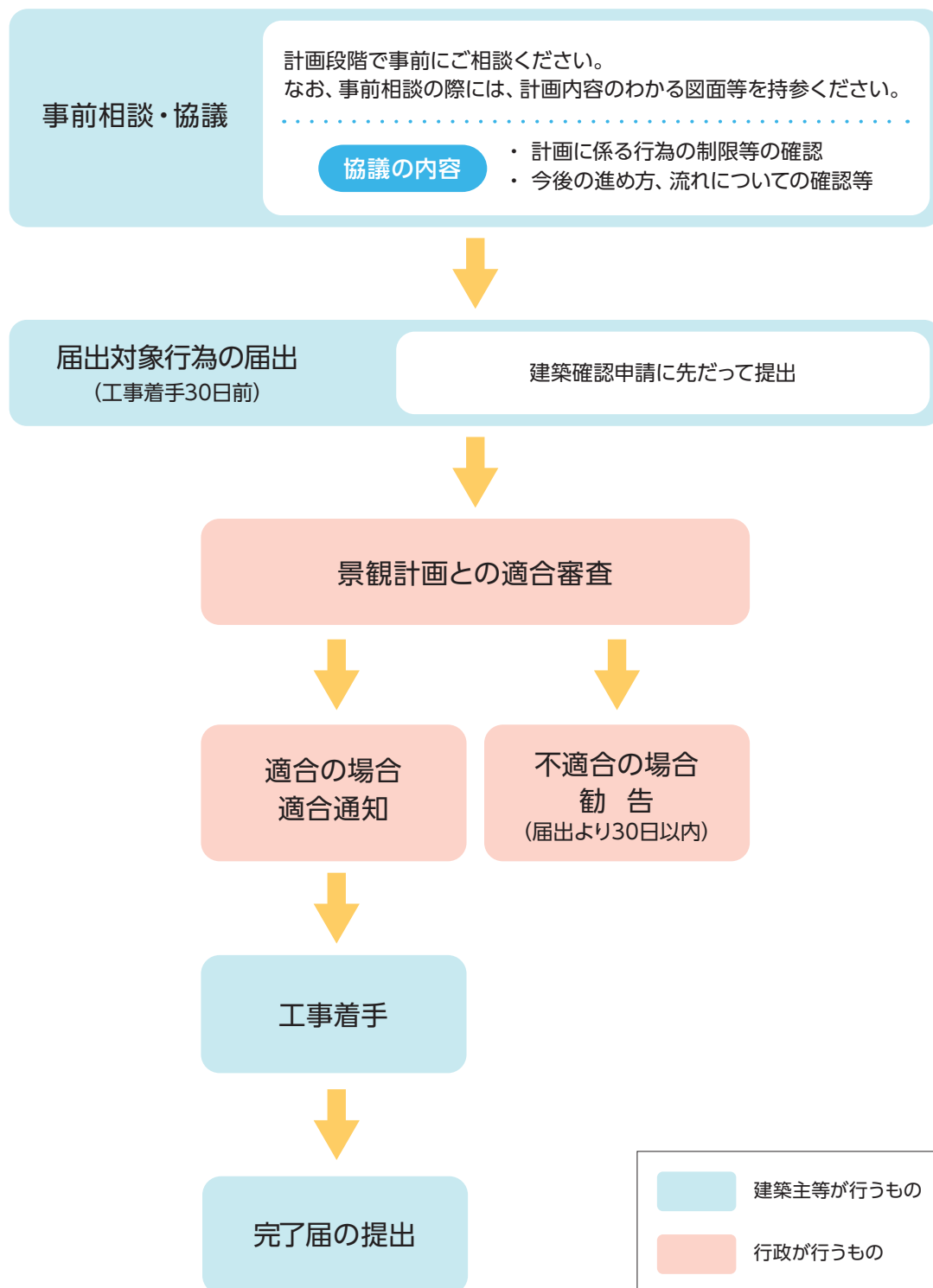
宮崎県では、それぞれの地域の特性を生かしながら、美しく調和する広告景観の形成と安全性の確立を目指して、「宮崎県屋外広告物条例」が定められています。本町の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例が適用され、宮崎県が主体となって広告物の規制を行っています。

本計画では、屋外広告物の規制・誘導については、宮崎県の条例に基づいた取り組みを継続し、今後町独自の取り組みが必要となった場合は、県と協議を行います。



# 景観条例に基づく届出の流れ

景観法及び新富町景観条例に基づく届出対象行為の届出に係る手続きの流れは下記のとおりです。  
なお、届出の対象となる行為を行う場合は、工事着手の30日前までに届出書の提出が必要となります。



発行：新富町 都市建設課  
〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地  
TEL.0983-33-6017 / FAX.0983-33-4862